

これだけは おさえておきたい リースの会計と税務

税効果会計

税効果会計とは、会計上の費用および収益項目が、同一事業年度に、税務上の損金および益金項目とならず、翌年度以降損金および益金となる場合に、この前払税金分を繰延税金資産とし、未払税金分を繰延税金負債とするというものです。

したがって、リース取引において、会計と税務で取り扱いが異なる部分は、この税効果会計の対象となりますので、注意が必要です。

2 既契約取引の所有権移転外ファイナンス・リース取引

旧リース会計基準で賃貸借処理を行っていた、平成20年4月1日以前に契約した所有権移転外ファイナンス・リース取引に

税効果会計と個別財務諸表作成時の留意点

つき、新リース会計基準は、①リース取引開始日にさかのぼって売買処理を適用するか（適用指針77項）、②20年4月1日時点で未経過リース料残高を取得価額として、期首にリース資産の取得があったものとするか（同78項）、③その旨の注記を前提に賃貸借処理の継続（同79項）とするか、のいずれかの処理を選択します。

税務上は20年4月1日以後の契約分から売買処理の適用を受ける（法64条の2）ことから、それ以前の既契約取引はすべて賃貸借処理となります。したがって、前記①または②の方法（いずれも売買処理）で既契約取引を会計処理した場合、会計上認識した減価償却費、支払利息の

会計と税務で異なると税効果会計

自己否認（加算）および賃借料の認容（減算）という申告調整が必要となります。

この申告調整された項目は、リース契約が終了するまでに解消されますので、税効果対象となり、実効税率を乗じ、繰延税金資産または繰延税金負債を構成することとなります。

実務上は、前記③の方法を選択し、このような税務調整を行わない方法が主流となると思われますが、財務戦略上、①および②の方法を選択し、繰延税金資産を多額に計上する法人がでてくることも予想されます。

3 所有権移転外ファイナンス・リース取引の減価償却方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、税務上の減価償却計算はリース期間定額法（法令48条2・6号）です。これに対し、新リース会計基準は「定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業実態に応じた方法を選択する（適用指針28

項）」と規定されています。したがって、会計上、定額法以外を採用し、税務上の減価償却限度額を超過した場合、これを加算するという申告調整が必要となり、繰延税金資産を構成することとなります。

4 新リース会計基準の早期適用

新リース会計基準は、20年4月1日以降開始事業年度から適用されます。仮に、12月決算法人が新リース会計基準を20年12月期に早期適用するとして、20年1月1日から3月31日までの3カ月間に、所有権移転外ファイナンス・リース取引の新規契約があった場合、会計上は売買処理、税務上は賃貸借処理となり、申告調整が必要となります。

したがって、前記2と同様、繰延税金資産または繰延税金負債を構成することとなります。

公認会計士・税理士

鈴木 誠